

**外国人介護人材受入支援事業業務委託
事業者選定に係る審査基準**

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本点数 ①	評価 係数 ②
1 業務への理解 (15点)	・本業務に取り組むにあたり、介護サービス提供の現場において実践的で効果的なものにするための考えを提案し、かつ外国人介護人材の受け入れは単なる労働力の補填ではないという観点から、介護サービス提供の現場にどのようなことを理解してもらい、どのような行動をしてもらうべきかについて十分に理解しているか。また、企画全体を通して、上記の考え方及び理解を反映した業務実施内容となっているか。	15点	5点	3.0
2 業務実績 (5点)	・外国人労働者の受入、福祉・介護人材の確保に関する研修会等の業務実績から、本県の委託業務を遂行するにあたり十分な経験を有していると認められるか。	5点	5点	1.0
3 企画提案内容				
(1) 講師選定 (10点)	・過去に外国人労働者の受入及び福祉・介護人材確保に関する講演等の経験がある者が選定されている等、セミナーの質が確保される見込みがあるか。	10点	5点	2.0
(2) セミナー 内容 (40点)	・セミナーのカリキュラムについて、外国人介護人材を受け入れた事業所の実例をもとに仕様書と募集要項に記載した内容がもれなく盛り込まれた提案がされており、実践に直結する具体的かつ的確な内容となっているか。 ①外国人介護人材受入スタートアップセミナー ア 外国人介護人材の受入にかかる各制度の概要（趣旨・手続き・相違点等） イ 外国人介護人材の受入に必要な準備、受け入れる際のポイント、手続きの流れ等（実際に外国人介護人材を受け入れた事務所の事例をふまえ、具体的にわかりやすい内容とすること） ウ 既に外国人介護人材を受け入れている施設の職員や、現に就労している外国人介護人材等による事例紹介 エ ア～ウのほか、外国人介護人材の受入をするにあたり受入を検討している事業者において必要と考えられる情報	10点	5点	2.0
	②外国人介護人材定着支援セミナー ア 外国人介護人材の定着に必要な支援内容として、受入に際しての配慮事項、工夫、環境整備、教育支援内容、生活・メンタルサポート内容、コミュニケーション方法、異文化理解、受入体制を維持するための経営・運営上の取組等（実際に外国人介護人材を受け入れた事務所の事例をふまえ、具体的にわかりやすい内容とすること） イ 既に外国人介護人材を受け入れている施設の職員や、現に就労している外国人介護人材等による定着支援の事例紹介 ウ ア～イのほか、外国人介護人材の定着支援について外国人介護人材を受入している事業者において必要と考えられる情報	20点	5点	4.0
	・参加者からの質問・相談対応が具体的に提案されているか。	10点	5点	2.0
4 実施体制 (10点)	・外国人介護人材に特化した本業務を遂行するうえで、有用な資格・経歴を持つ担当者を配置するなど、適正に実施するための体制を有しているか。また、年間の業務実施スケジュール、担当者の役割分担等が適切で実現可能なものであるか。	10点	5点	2.0
5 個人情報保護 等情報管理体制 (10点)	・個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）が講じられているか。 ・個人情報等の保護に関する従業者への研修計画が、個人情報保護の意識を徹底するうえで効果的な時期、体制、方法により実施する内容となっているか。	5点	5点	1.0
6 経費 (10点)	・評価点数は、次の式により求める。 評価点数 = 10点 × (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額) (小数点以下切り捨て)	10点		
	合計	100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審 査	(評 價)	配 点
極めて高い	(極めて良好)	5
高い	(良好)	4
中位	(普通)	3
やや低い	(やや不十分)	2
低い	(不十分)	1